

県道掘削申請時の岐阜土木事務所あての通行規制書

車道、歩道に関わらず、県道掘削申請時には、道路占用許可申請書 4部(5部)と共に通行規制書も営業課に提出してください。 ※ () は組合復旧時

通行規制書は、『道路工事に伴う通行規制書』表紙 2部(A4用紙)、『岐阜県公安委員会様』表紙 2部(A3用紙)、通行規制書の中身 9部(差し替え可能なようにホチキスではなくクリップ止めの状態で)を提出してください。

●『通行規制書』必要書類 9部

- ①位置図
- ②平面図、断面図
- ③舗装構成断面図
- ④施工概要図
- ⑤工事表示板様式

①、②、③は、県道道路占用許可申請書の添付書類と同一。